

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

平成31年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名
学校施設管理業務委託
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等
学校施設内巡視確認、文書の収受、電話並びに外来者対応
下記履行期間中の16時45分～18時45分
(ただし、平成31年12月29日から平成32年1月3日は除く)
- (3) 納入期限(履行期間)
平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)
- (4) 発注所属及び納入場所
住 所：河北郡内灘町字千鳥第3丁目1番地
所 属：石川県立内灘高等学校
連絡先：TEL 076-238-5301 FAX 076-238-2931

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。
障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。
高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成31年3月29日(金) 11時30分
- (2) 提出先
住 所：河北郡内灘町字千鳥第3丁目1番地
所 属：石川県立内灘高等学校
連絡先：TEL 076-238-5301 FAX 076-238-2931